

## イギリス

### 1 経済情勢

イギリスの2009年7-9月期の実質GDP成長率は前期比マイナス0.3%であり、6四半期連続のマイナス成長となった。イギリスが1929年以降に経験した過去4回の景気後退期より深刻な状態になっている。

〈表2-13〉イギリスの実質GDP成長率

年月	2004	2005	2006	2007	2008			2009		
					7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	
実質GDP成長率	3.0	2.2	2.9	2.6	0.6	-0.7	-1.8	-2.5	-0.6	-0.3

資料出所 EUROSTATホームページ

(注) 実質GDP成長率は前年比又は前期比(季節調整値)である。

### 2 雇用・失業対策

#### (1) 雇用・失業情勢

近年の雇用失業情勢としては、最近まで失業率が長期的な低下傾向にあったことが特徴として挙げられる。1975年以来失業率は5%を超え、一時は二桁の水準が続いていたが、2004年には4.8%まで改善した。

失業率改善の要因としては、景気拡大局面が続く中で、職業訓練、職業紹介プログラムの充実、また、保守党政権時代(1979年～1997年)に規制緩和の中で後退していった労働者保護法制の見直し(最低賃金制度の導入など)等により、労働市場が活性化し、景気と雇用失業情勢が密接に連動するようになったことが指摘されている。

しかしながら、失業率は2006年には再び5%を超え、金融危機の影響を受けた2009年第1四半期には7.1%と1996年以来の高水準となり、その後2009年第2四半期、第3四半期はともに7.8%とさらに上昇した。また、失業者数は、2008年第4四半期に200.3万人となり、1996年以来初めて200万人の大台を超えた後、雇用情勢はさらに悪化を続け、2009年第3四半期には246.1万人となっている。

〈表2-14〉イギリスの雇用・失業の動向

年月	2004	2005	2006	2007	2008			2009		
					7~9	10~12	1~3	4~6	7~9	
労働力人口	29,909	30,239	30,698	30,875	31,220	31,249	31,326	31,395	31,353	31,389
雇 用 者 数	24,645	24,929	25,098	25,204	25,407	25,423	25,320	25,159	24,904	24,884
うちパートタイム	6,381	6,333	6,386	6,360	6,438	6,455	6,457	6,477	6,461	6,557
パートタイム比率	25.9	25.4	25.4	25.2	25.3	25.4	25.5	25.7	25.9	26.4
失 業 者 数	1,424	1,465	1,669	1,653	1,776	1,832	2,003	2,227	2,432	2,461
失 業 率	4.8	4.9	5.4	5.3	5.7	5.9	6.4	7.1	7.8	7.8

資料出所 国家統計局ホームページ

(注1) 労働力人口、雇 用 者 数 及 び 失 業 者 数 の 四 半 期 の 数 値 は 季 節 調 整 値 である。

(注2) パートタイムの年数値は4四半期の平均であり、パートタイム比率は雇 用 者 数 及 び うちパートタイムより計算したものである。

#### (2) 雇用・失業対策の概要

イギリスにおいて、主に雇用・失業対策を実施しているのは、労働・年金省(Department for Work and Pension)及びビジネス・イノベーション・技能省(Department for Business, Innovation and Skills)<sup>(注1)</sup>である。職業紹介や失業保険の給付等は、公共職業安定機関であるジョブセンター・プラス(労働・年金省の一組織)が行っている。

現労働党政権による「福祉から就労へ」(Welfare to Work) 施策<sup>(注2)</sup>の柱として、1998年4月から、ニューディール(New Deal)と呼ばれる職業訓練及び就職促進を目的とする一連の雇用対策が行われていた。ニューディールは、若年失業者や長期失業者への対策を中心に開始され、その後、対象を障害者、一人親、高齢者及び失業者の無収入の配偶者へと順次拡大して実施、200万人以上が同プログラムを通じて就職するなどの成果をあげてきたところであるが、現在及び将来の経済状況に十分に対応できる制度とするため、2009年10月よりこれまでのニューディールを代替したフレキシブル・ニューディールプログラムが開始された。

また、世界金融危機後の2009年4月に発表された2009年度予算税制改革案では、求職者を対象とした対策に31億ポンドが追加支出され、将来のイギリスの発展に寄与する若年世代の能力を無駄にしないよう、特に若年失業者に対する就業支援に重点を置くことが明らかにされている。

### (3) フレキシブル・ニューディール

#### a 概要

イギリスでは、1996年より行われている求職者給付によるサポート体制及び1998年から行われているニューディール (New Deal) と呼ばれる職業訓練及び就職促進を目的とする一連の雇用対策<sup>(注3)</sup>が行われており、2009年6月現在、景気下降面においても求職者給付受給者の5割以上が3ヶ月以内に再就職するとともに、ニューディール・プログラムを通じた就職者数は200万人を超え、長期若年失業者の減少に貢献するなどの成果をあげてきた。しかしながら、労働市場の急速な変化に伴い、成果が横ばいになってきたとともに、現在及び将来の経済状況に十分に対応できる制度とすることが必要となったことから、イギリス政府は2007年12月に勅令書 (command paper) 「就労への準備：私たちの世代における完全雇用 (Ready for Work: full employment in our generation)」<sup>(注4)</sup>を公表、求職者給付制度を更改し、ニューディールを刷新することとされた。

新たな求職者給付制度とフレキシブル・ニューディールは、下記bに記載の4つの基本原則に基づき、これまでの若年者向けニューディール<sup>(注5)</sup>、ニューディール25プラス<sup>(注6)</sup>、ニューディール50プラス<sup>(注7)</sup>、エンプロイメントゾーン<sup>(注8)</sup>等を代替することとなる。新しい制度では、これまでのように若年失業者、長期失業者といった対象ごとのプログラムではなく、全ての求職者が同一の手続きを経ることとなる。新しい手続きでは、4つのステージに分かれた支援が行われ、ジョブセンター・プラスが第1ステージから第3ステージまでを実施、第4ステージは専門家供給者 (公共、民間、第三セクターの事業者) による、雇用を探し、維持するための柔軟で革新的な包括支援が実施される。(手続きの詳細については下記c参照。)

新しい制度の導入は、新たな求職者給付受給者を対象として段階的に実施されることとなっており、第1段階は、ジョブセンター・プラスによって行われる第1から第3ステージまでが2009年4月より、フレキシブル・ニューディール (第4ステージ) が同年10月より開始され、第2段階では、第1から第3ステージまでが2010年4月より、第4ステージが同年10月より開始さ

れることとなっている。同制度の実施により、イギリス政府は個人と地域コミュニティに責任委譲することを考えており、第1段階ではほとんどの地域において求職者給付受給者はプログラム提供者を選択することが可能となったとともに、第2段階では、フレキシブル・ニューディールの価値を高め、地域コミュニティのサービスを促進するため、地域パートナーシップを通じて協同委託契約を締結することとしている。

#### b フレキシブル・ニューディールの4原則<sup>(注9)</sup>

##### (a) 権利と義務に関するより強固な枠組み

職の獲得・維持に必要なサポートを行い、関連するスキルを身につけさせることにより求職者給付受給者を消極的な受給者から積極的な求職者にする。

##### (b) 個々人に個別に対応したアプローチ

アドバイザーの権限を強化するとともに、ジョブセンター・プラス職員及び公共団体・民間団体・第三セクターの供給者の裁量権を増大させる。

##### (c) 全セクターにおける改革の効果の最大化

よりよい成果につながるよう、どのようにすればうまく機能するかという観点から契約する。

##### (d) 単なる仕事ではなく、働きに見合った賃金が支払われ、能力開発の機会が与えられる持続可能な仕事

能力開発が必要な全ての求職者給付受給者に対し、必要な雇用前訓練を保証する。

#### c 新制度に基づく手続きの概要

##### (a) 第1ステージ (自助努力による求職活動)

求職者給付申請後の最初の6週間は、これまでの求職者給付制度と同様、ジョブセンター・プラスのパーソナル・アドバイザーによる新規受給者面談を受け、求職者協定 (Jobseeker's Agreement) に署名することが求められる。なお、この時点で第3ステージ (支援を受けながらの求職活動) に行く人もいる。さらに、第6週から第9週の間はどこかで、職探しに関する求職者給付受給者の権利と義務に関する再就職セッションの受講が義務づけられる。

**(b) 第2ステージ(指導の下での求職活動)(求職者給付申請3ヶ月後～)**

求職者協定の正式な見直しを行い、ジョブセンター・プラスのパーソナル・アドバイザーは給付歴や不足技能からみて追加支援により効果があると思われる20%ほどの求職者給付受給者を認定する。認定された受給者は、パーソナル・アドバイザーとの追加面談を2回行うとともに、これらの面談のうちのどちらかで、10分間の技能診断を受けなければならない。

**(c) 第3ステージ(支援を受けながらの求職活動)(求職者給付申請6ヶ月後～)**

第3ステージでは、求職者給付受給者はパーソナル・アドバイザーとの面談が義務づけられ、最初の面談では、これまでの活動の正式な見直しを行い、活動計画が策定され、受給者は当該計画に基づき最大3つまでの活動に取り組むことが求められる。また、これらの活動に取り組んでいるかの確認及び今後の活動方針の決定のため、受給者は定期的にパーソナル・アドバイザーとの面談を受けなければならない。

なお、第3ステージでは、ジョブセンター・プラスは小地域パートナーシップ(Sub-Regional Partnerships)を通じて受給者のエンプロイアビリティの向上に資する活動の選択肢を広げることとなっている。

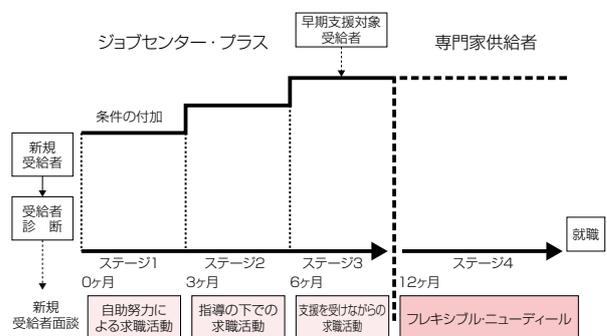
**(d) 第4ステージ(フレキシブル・ニューディール)(求職者給付申請12ヶ月後～)**

第3ステージを経ても就職先が見つけられなかった求職者給付受給者は、専門家供給者によるフレキシブル・ニューディールにゆだねられる。当該ステージでは、受給者は、個々人の雇用と技能のニーズに合わせた、柔軟で個別対応の支援を受けることができる。専門家供給者は、最大12ヶ月までの間、受給者が持続的な雇用に着くことができるよう支援する。供給者は、最初の面談において、活動計画を作成する。活動計画では、最低要件として、連続した4週間の有給のフルタイムの仕事又は仕事に関連した活動を含むこととなっており、当該計画に記載された活動は全て強制することができる。ジョブセンター・プラスは受給者の活動に引き続き責任を有しなければならないことから、受給者が

求職者給付を受給するに値しない行動を取った場合には、供給者はジョブセンター・プラスに報告しなければならない。ジョブセンター・プラスは当該報告に基づき受給者に対する制裁措置等をとることとなる。

1年の支援を経ても受給者が失業したままである場合、供給者は、受給者及びジョブセンター・プラスと合意の上でさらに最大6ヶ月の支援を提供するか、あるいは受給者をジョブセンター・プラスの支援下に戻すかを決定することとなるが、この段階になる受給者はほとんどいないものと考えられている。

【図2-1】 求職者支援制度とフレキシブル・ニューディール



**(4) 地域雇用パートナーシップ(Local Employment Partnerships : LEPs)**

2010年までの3年間で25万人に雇用機会を与えることを目指し、2007年3月から、地域雇用パートナーシップ契約を締結したジョブセンター・プラスと雇用者が、労働・年金省、ビジネス・イノベーション・技能省及び学習技能委員会(Learning and Skills Council: LSC)<sup>(注10)</sup>の支援を受けながら、最も恵まれない求職者(特に求職者給付の長期受給者)に対し企業のニーズに合った効果的な訓練等を行っている。当該パートナーシップ契約に基づき、ジョブセンター・プラスは、LSC等の協力を得て、LEPsに参加した企業のニーズに合った採用や訓練の支援(財政的支援の仲介を含む。)を行い、企業は職業指導や職業訓練等を行う。なお、経済危機による雇用状況の悪化に対応するため、2009年4月には、新規失業者も支援の対象に追加した。対象者を実際に採用するか否かは企業の判断によるが、2009年9月28日現在、2万6千社以上が調印し、25万人以上がLEPsを通じて就職した。当初目標数を1年

早く達成したことを受け、イギリス政府は目標値を当初目標数の3倍の75万人に修正し、LEPsを通じて長期失業者を中心としてさらに50万人の就職を支援すると発表した。<sup>(注11)</sup>

なお、2009年2月には、景気後退により増加した失業者対策に政府と大手企業とが協力して取り組むため、全国雇用パートナーシップ(National Employment Partnership: NEP)の第1回会合が開催され、政府と参加企業とは、ジョブセンター・プラスを通じた求人の促進、LEPs等を通じた採用の促進、トレイン・トゥ・ゲイン(Train to gain)<sup>(注12)</sup>等を通じた職業訓練支援の活用等について合意した。<sup>(注13)</sup>

## (5) 若年者雇用対策

### a 2009年度予算による若年者雇用対策の重点化

イギリス政府は、2009年4月、イギリスの将来の発展のためには、若年世代の才能を無駄にすることはできないとの考えの下、若年者の就業支援対策に重点を置いた予算を発表した。この中で、イギリス政府は、求職者給付受給期間が12ヶ月に至ろうとしている18歳から24歳までの若年失業者全員に対し、2010年1月より、6ヶ月以上の職の提供、仕事に焦点を当てた職業訓練、有償の職業経験のいずれかを提供を保証することとした(Young Person's Guarantee)。

具体的には、対象若年者は、以下のいずれかを提供されることとなる。

- (a) 未来の仕事基金(Future Jobs Fund)<sup>(注14)</sup>により創設された新しい職の提供
- (b) 分野別道筋(Sectoral Routeways)<sup>(注15)</sup>：重要雇用分野における既存の職に転職するための支援
- (c) 仕事に焦点を当てた職業訓練
- (d) エンプロイアビリティを高めることができ、かつ、地域又は広域の共同体に貢献することとなる職業経験(Community Task Force)<sup>(注16)</sup>

### b 若年者支援キャンペーン(Backing Young Britain)<sup>(注17)</sup>

労働・年金省、ビジネス・イノベーション・技能省、児童・学校・家庭省及びコミュニティ・地方自治省は合同で、2009年7月より若年者支援のキャンペーン

“Backing Young Britain”を立ちあげた。同キャンペーンは、不況への対応のみならず、未来に向けてより強いイギリスを作り上げるための投資として、若年者に対し雇用、訓練、職業技術及び経験を与えることにより、何千もの雇用機会を創出することを目指したものであり、政府は経営者その他の団体に対して若年者支援のための以下の取組の中から最低1つは実施するよう呼びかけた。

- (a) 未来の仕事基金(Future Jobs Fund)<sup>(注18)</sup>を通じて若年者のために新たに10万の就職先を創設するため、パートナーシップを結び新たな職の提案を行う。
- (b) 大学・学校の卒業生等に対しボランティアをする場所を提供するか、無償で相談に乗る。
- (c) 若年者が仕事について学び、ツテを作り、履歴書を埋めることができるような職業経験を提供する。
- (d) トライアル雇用を通じて若年者の採用を検討する。
- (e) 卒業生に対しインターンシップ先を提供する。
- (f) 16～24歳の若年者を対象に養成訓練(136ページ2(7)d参照。)を提供する。
- (g) 地域の失業者に求人情報が確実に行き渡るよう地域雇用パートナーシップ(LEPs)<sup>(注19)</sup>に参加する。

また、同キャンペーンの手始めとして、若年者(非大卒者含む。)がより質の高い職業経験を得ることができるようにするとともに、新しく職業相談ネットワークを構築することにより厳しい雇用情勢下において若年者がひとり立ちできる環境を整えるため、政府は2008年及び2009年の卒業生がインターンシップ受け入れ先を検索できる“Graduate Talent Pool”というウェブサイトを立ち上げるとともに、4000万ポンドの基金を創設、新たに2万件のインターンシップの受け入れ先を確保した。さらに、失業当初から支援するため、2009年夏の卒業生を対象に、ジョブセンターにおけるジョブクラブ<sup>(注20)</sup>及び1-2-1サポート<sup>(注21)</sup>を通じた支援を行うこととした。

### c コネクションズ・サービス(Connexions Service)

コネクションズ・サービスは、2000年にパイロット事業が開始され2001年より本格的に導入された13～19歳のすべての若年者を対象とした総合的支援サービスである。若者のニーズに応じて、従来政策に関わっていた省庁や機関のみならず、民間組織やNPOなども

取り込み、若年者に必要な支援をひとつに統合して、情報、助言、指導等を実施する。支援の中心は、就労や起業、学習、健康、住居、金銭、人間関係や社会的な権利等様々な分野にわたる情報提供やアドバイスを行うことによる在学中の進路選択に対する働きかけであるが、ニートの数を減らし、困難を抱える若年者に対する就労支援もサービスの重要な目標となっている。<sup>(注22)</sup>

## (6) 雇用保険制度<sup>(注23)</sup>

失業者に対する給付には、国民保険を支払っていた者に給付される拠出制求職者給付と、国民保険による給付ではなく、ミーンズテスト(資力調査)に合格した者に対して支給される非拠出制の給付(所得関連給付)である所得調査制求職者給付がある。

### a 拠出制求職者給付(Contribution-based Jobseeker's Allowance:JSA)

#### (a) 制度の対象

対象者は、原則として18歳以上で年金受給年齢(2009年10月現在男性は65歳、女性は60歳)未満の失業者であって、イギリスに居住している者である(ただし、16歳及び17歳の者については例外がある)。

#### (b) 受給要件<sup>(注24)</sup>

受給要件は次のとおりである。

- ① 求職活動を積極的にに行い、かつ直ちに就職し得ること
- ② 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと
- ③ 週40時間以上の就労を行うことができること
- ④ 収入に応じた保険料の納付を行っていたこと
- ⑤ 求職者協定(jobseeker's agreement)を締結していること
- ⑥ 現在フルタイムの教育を受けていないこと

#### (c) 財源

労使の負担する保険料及び国庫負担が財源である。

#### (d) 給付内容

給付額は、受給者の受給開始時の年齢により、16～

24歳の者は週50.95ポンド(約7,286円)、25歳以上の者は週64.30ポンド(約9,195円)と定められている。(2009年8月現在。1ポンド=143円で計算。)週50ポンド(約7,150円)を超える年金を受給している場合には、求職者給付の受給額が減額される。

給付期間は、最大182日(26週)である。

### b 補足的な失業者扶助制度(所得調査制求職者給付(Income-based JSA))

求職者給付のうち、所得調査制求職者給付は、失業保険と公的扶助との中間的な性格を有する。元々は所得補助<sup>(注25)</sup>制度の一部であり、対象者、給付内容等は現在でもおおむね共通である。両者の違いは、受給者が就労可能であるか否かである。就労が可能でない者は所得補助の対象となるが、そうでない者は所得補助を受給することができず、求職者要件を満たした場合に所得調査制求職者給付を受給することとなる。

## (7) 職業能力開発対策

### a 概要

イギリスにおける職業能力開発対策は、19歳以降の高等教育・スキルを所管するビジネス・イノベーション・技能省と、高等教育機関に通っていない19歳未満の学習と学校および養成訓練制度(下記d参照。)の枠内での職業訓練などを所管する児童・学校・家庭省によって主に推進されている。施策の実施管理と予算配分は現在、学習技能委員会(Learning and Skills Council:LSC)<sup>(注26)</sup>が、各地域の自治体その他の関係機関との連携により実施している。このほか、失業者・経済的弱者等への職業教育訓練政策は、労働・年金省が所管し、全国のジョブセンター・プラスによって運営されている。<sup>(注27)</sup>このほか、企業の技能ニーズを政策に反映させる目的で2008年に新設され、技能政策に関して政府に提言を行う雇用・技能委員会(UK Commission for Employment and Skills:UKCES)<sup>(注28)</sup>や技能格差の縮小、生産性の向上等に取り組む業種別技能委員会(Sector Skills Councils:SSCs)<sup>(注29)</sup>その他資格制度にかかわる多くの組織が政策運営にかかわっている。

一方、職業教育訓練の実施機関である教育訓練プ